

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2) 1/5

応急措置の概要(原子炉施設)

(第23691報)

2022年 6月19日 14時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 大野 公輔

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第2.5条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [6月19日11時00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 6月18日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 6月18日] ・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 6月18日] ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。 <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

2/5

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2022年6月19日 11:00現在

【取扱事項】
 各計測器について、故障やその後の事後処理の経過を旁注で、故障の使用開始条件を
 添付資料にてお示し、正しく測定されていない可能性のある計測器を存在している。
 プラントの稼働再開時を以て、このような計測器の故障の発生を通知する。また、種別
 の計測器から得られる情報を活用して変化の傾向にも着目して総合的に確認している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系 : 2.4 m ³ /h CS系 : 1.5 m ³ /h	給水系 : 0.0 m ³ /h CS系 : 1.6 m ³ /h	給水系 : 0.0 m ³ /h CS系 : 0.0 m ³ /h	給水系 : 0.0 m ³ /h CS系 : 0.0 m ³ /h
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1) : 20.8 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1) : 20.1 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2) : 20.3 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3) : 28.3 °C RPV温度 (TE-2-3-69R) : 31.6 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1) : 25.7 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1) : 26.0 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A) : 20.2 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F) : 20.3 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B) : 28.8 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114GH1) : 28.7 °C	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A) : 23.0 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1) : 25.5 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.18 kPa g	4.02 kPa g	0.46 kPa g	
営業封入流量 ※3	RPV (RVH-A) : Nm ³ /h (RVH-B) : 15.36 Nm ³ /h (JP-A) : 14.30 Nm ³ /h (JP-B) : Nm ³ /h PCV : Nm ³ /h ※4	RPV-A : 6.41 Nm ³ /h RPV-B : 6.45 Nm ³ /h PCV : Nm ³ /h ※4	RPV-A : 8.24 Nm ³ /h RPV-B : 8.54 Nm ³ /h PCV : Nm ³ /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	26.1 m ³ /h	15.19 Nm ³ /h	22.28 Nm ³ /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系 : 0.00 vol% B系 : 0.00 vol%	A系 : 0.03 vol% B系 : 0.06 vol%	A系 : 0.11 vol% B系 : 0.10 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系 : 指示値 9.85E-04 Ba/cm ³ 検出限界値 3.34E-04 Ba/cm ³ B系 : 指示値 7.89E-04 Ba/cm ³ 検出限界値 3.90E-04 Ba/cm ³	A系 : 指示値 ND Ba/cm ³ 検出限界値 1.3E-01 ND Ba/cm ³ B系 : 指示値 ND Ba/cm ³ 検出限界値 1.3E-01 ND Ba/cm ³	A系 : 指示値 ND Ba/cm ³ 検出限界値 1.9E-01 ND Ba/cm ³ B系 : 指示値 ND Ba/cm ³ 検出限界値 1.9E-01 ND Ba/cm ³	
使用済燃料プール 水温度	27.4 °C	27.1 °C		※5
FPC1貯水池 水位	3.90 m	4.20 m	m	67.2 X100mm ※6

【計測値に関する事項】
 ※1 : 原子炉格納容器内の水素濃度は、(水素濃度)検出限界値、計測値に10%のオフセットを付した値を示す。
 ※2 : 放射能濃度は、(放射能濃度)検出限界値、計測値に10%のオフセットを付した値を示す。
 ※3 : 排気流量は、(排気流量)検出限界値、計測値に10%のオフセットを付した値を示す。
 ※4 : 排気流量は、(排気流量)検出限界値、計測値に10%のオフセットを付した値を示す。
 ※5 : 貯水池の水温度は、(貯水池の水温度)検出限界値、計測値に10%のオフセットを付した値を示す。
 ※6 : 貯水池の水位は、(貯水池の水位)検出限界値、計測値に10%のオフセットを付した値を示す。
 ※7 : 貯水池の水位は、(貯水池の水位)検出限界値、計測値に10%のオフセットを付した値を示す。

3/5

2022年6月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/8建屋南東	2022/06/18 07:20	< 4.6E+00	< 5.0E+00	< 5.6E+00
プロセス主建屋北東	2022/06/18 07:31	< 3.9E+00	< 5.1E+00	< 4.0E+00
プロセス主建屋南東	2022/06/18 07:36	< 3.6E+00	< 4.1E+00	< 5.2E+00
細固体廃棄物減容処理建屋南	2022/06/18 07:55	< 5.3E+00	< 5.9E+00	< 4.8E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2022/06/18 07:45	< 4.3E+00	< 4.6E+00	2.4E+01
細固体廃棄物減容処理建屋北	2022/06/18 07:50	< 4.3E+00	< 5.1E+00	< 5.4E+00
サイトバンカ建屋南東	2022/06/18 07:12	< 4.3E+00	< 3.9E+00	< 4.8E+00

・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E+0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^{+1}$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^{+0}$ で3.1、3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/5

2022年6月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2022/06/18 07:45	7.2E+00	< 4.6E-01	5.2E+00
物掃場排水路	2022/06/18 07:50	< 3.3E+00	< 3.7E-01	9.6E-01
K排水路	2022/06/18 06:00	7.0E+00	< 6.3E-01	6.2E+00
BC排水路	2022/06/18 06:00	9.0E+00	< 5.5E-01	< 5.9E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・判定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O、OE±0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2022年6月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2022/06/18 08:35	—	< 8.9E-01	< 6.7E-01
1F 6号機取水口前	2022/06/18 08:25	1.9E+01	< 2.8E-01	< 3.5E-01
1F 物揚場前	2022/06/18 07:40	< 1.1E+01	< 2.5E-01	3.1E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2022/06/18 07:30	1.9E+01	< 3.8E-01	2.1E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2022/06/18 07:25	< 1.1E+01	< 2.9E-01	5.1E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2022/06/18 09:50	5.4E+00	< 7.6E-01	< 6.5E-01
1F 港湾口 (T-0)	2022/06/18 06:38	< 1.2E+01	< 3.7E-01	< 3.2E-01
1F 港湾中央	2022/06/18 06:34	1.4E+01	< 2.5E-01	6.8E-01
1F 港湾内東側	2022/06/18 06:36	< 1.1E+01	< 3.1E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内西側	2022/06/18 06:32	< 1.1E+01	< 2.5E-01	4.2E-01
1F 港湾内北側	2022/06/18 06:30	1.9E+01	< 2.8E-01	< 3.5E-01
1F 港湾内南側	2022/06/18 06:40	1.4E+01	< 3.1E-01	< 3.3E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは, 〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため, 採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第23692報)

2022年 6月19日 14時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者: 大野 公輔

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第8137報他でお知らせした、1号機放水路上流側立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした、2号機放水路上流側立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について、1号機及び2号機放水路上流側立坑水の分析を実施しましたので、以下のとおり報告します。</p> <p>・1号機、2号機放水路 分析結果</p> <p style="text-align: right;">[採取日 6月17日]</p> <p>今回の分析結果については、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。</p> <p>【公表区分: その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2022年6月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	8.7E+02	< 1.1E+02	2.0E+01	7.0E+02
	下流側	2.1E+03	3.3E+02	2.2E+01	7.0E+02
2号機放水路立坑水	上流側	9.9E+02	< 1.1E+02	1.3E+01	4.1E+02
	下流側	1.3E+02	< 1.1E+02	< 6.1E+00	3.3E+01

・核種の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (< : 小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは, 0.0×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第23693報)

2022年 6月19日 16時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 大野 公輔

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第23672報他でお知らせしたとおり、3号機の原子炉注水設備においては、原子炉注水停止試験の原子炉注水停止後、原子炉格納容器の水位が想定した水位(判断基準(水位計L1の設置位置))に到達したと判断したことから、原子炉注水の再開に伴い、本日15時35分、原子炉注水量を以下のとおり変更しました。</p> <p><原子炉注水変更> 原子炉注水量: $0.0 \text{ m}^3/\text{h} \rightarrow 1.7 \text{ m}^3/\text{h}$</p> <p>その後、関連監視パラメータに異常がないことを確認しました。</p> <p>また、3号機の原子炉注水再開に伴い、特定原子力施設に係る実施計画「Ⅲ 特定原子力施設の保安」第1編第18条に定める運転上の制限「原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること」を満足したことから、15時45分に当該運転上の制限に関する実施計画「Ⅲ 特定原子力施設の保安」第1編第32条(保全作業を実施する場合)第1項の適用を解除しました。</p> <p>引き続き、慎重に監視してまいります。</p> <p>【公表区分: E】</p> <p>※添付の有り(無し)</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式 9-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第23694報)

2022年 6月 19日 17時 20分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 大野 公輔

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第23688報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクHに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水開始 : 9時56分 ・排水終了 : 16時45分 ・排水量 : 1,016m³ <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り (無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。